

## 乗り入れ施設の設置を原則承認しない場所

乗り入れ施設の設置場所は、次に掲げる場所でないこと。

- イ 交差点又は曲がり角から5メートル以内の場所
- ロ バス、路面電車の停留所又は安全地帯から10メートル以内の場所
- ハ 横断歩道、橋、踏切、トンネル又は陸橋から10メートル以内の場所
- ニ 街路樹、交通信号機及び道路照明灯等の施設を撤去し、又は移設を必要とする場所  
ただし、当該施設の管理者が撤去又は移設に同意した場合を除く。
- ホ イ～ニに掲げる場所のほか、道路交通に支障となる恐れのある場所

(下図中の  部分は、乗り入れ施設の設置を原則承認しない場所)

